

令和 5 年 4 月 23 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13319

研究課題名（和文）「テロ」予防のための個人情報取扱いに対する組織法的・手続的統制の研究

研究課題名（英文）Research on organizational and procedural control over the personal data for the prevention of "terrorism"

研究代表者

高橋 雅人（Takahashi, Masato）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：30610290

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国による個人情報収集・管理・利用の取扱いにつき、国の情報機関の組織および情報共有の手続に焦点を当て、それらの組織・手続に関する法的規律を研究することが目的である。本研究は、伝統的に情報公開に対して消極的であったドイツを比較対象として検討を行った。ドイツはテロ予防を目的とした情報収集については、秘匿することに一定の正当性を与えているものの、その限定手法としての議会調査委員会の活用とその限界が連邦憲法裁判所によって画されている。ドイツの秘匿と公開の揺らぎから、日本における議会による統制の課題をあぶりだした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

テロ事件に対処するために、国が一定の情報を収集する重要性及び必要性が夙に指摘される。その一方、この情報の収集・管理・利用は、個人情報保護、プライバシー保護の観点から無限定に許容することはできない。このことは各国同様の問題を抱えている。従来、日本では、この問題について、プライバシー権という権利論として議論が積み重ねられてきた。本研究は、ドイツでの取り組みを参照しつつ、権利論ではなく、統治機構論として検討を行った。そして、情報収集機関の組織・手続の観点により、その収集の限界をいかに画するかについて、議会統制権の問題として、議会調査委員会による限定手法の可能性がありうることを析出した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to study the legal discipline of the organization and procedures of national intelligence agencies regarding the handling of personal information collection, management, and use by the state. This study examined Germany as a compare. Although Germany has given a certain legitimacy to secrecy the collection of information for the prevention of terrorism, the Federal Constitutional Court has defined the use of parliamentary inquiry committees as a limited method and its limitations. The fluctuations in German secrecy and public disclosure revealed the challenge of parliamentary control in Japan.

研究分野：憲法学

キーワード：情報機関 プライバシー 情報収集 テロ 議会統制権 議会調査委員会

1. 研究開始当初の背景

2000年代より世界各国で発生する国際テロ事件につき、日本もその対策が迫られている。とくに情報収集・管理・利用や官民連携のあり方の対策が検討されている。

ここには、公法上の問題として、次の2点を析出することができる。まず、情報収集・管理・利用による憲法上の権利侵害の問題であり、もう1つは、情報機関の適法性の担保の問題である。前者については、表現の自由やプライバシーの自由の侵害の問題として、テロ対策の憲法問題として熱心に取り組みられている。もっとも、判例では、その権利保障の精度が高いとは決して言えない。

半面、もう1つの問題、つまり、情報機関の適法性の問題がある。この適法性の要請のうちには、上記のような権利保障も含まれるが、そのほかに、組織および手続の問題がある。すなわち情報収集・管理・利用の適正さを要求する手続上の問題および機関内部の組織法上の問題、そして機関および他のアクター(民間事業者や地域住民)との関係の法的規律の問題がある。これについては、住基ネット事件の最高裁判所の判断が、情報機関に対する監視機関の存在を情報の適正な運用の正当化に使い、監視機関自体の組織法上の適法性については一切審査を行わなかった点、規律の必要性を痛感させる。本来、その委員の選定方法や決定方法が適法でなければ、監視機関の意味が失われてしまうはずなのに。

さらに、個人情報の適法な取扱いは、情報機関間で情報の共有が行われるときに爆発的に問題を巨大化させる。たとえ、一元的に情報を管理する機関を設置せずとも、いくつかの情報を組み合わせただけで個人の内面情報を特定できる恐れがある。にもかかわらず、日本における違法性の判断は、極めて緩い。たとえば、先の公安テロ情報流出事件でも地裁判決は、「保存・利用」には「利用目的」が明示されなくとも、警察が入国管理局と情報共有しても問題がないとした。したがって、各情報機関間の「緊密な連携」・協働に対する機関間関係に関する法的規律が喫緊の課題となっている。

2. 研究の目的

本研究は、国際テロ事件に対処するための個人情報収集・管理・利用の取扱いにつき、とくに国または地方公共団体の情報機関の組織および情報共有の手続に焦点を当て、それらの組織法および手続に関する法的規律の法理論を検討するとともに、情報の収集・管理・利用の際に生じる法的責任構造を明らかにし、情報機関の今後の活動に関わる組織・制度の改善について、学問的示唆を与えることを目的とする。

3. 研究の方法

テロ事件に対処するための個人情報収集に関する憲法学上の研究は、すでに相当多数が公開され、その水準も高いものだが、そのうちの大半が個人情報保護に関わるプライバシー権の権利保障を対象としている。あるいは、情報機関の組織に関する詳しい研究も公開されているが、やはり、権利保障との関連で問題が提起されているにとどまる。

本研究でも、当然、権利保障との関係は重要であることには変わりはないが、情報の収集・保存・利用そして結合(共有)の各次元で、関係情報機関の組織法上の規律を考察する点、および、それら各種次元の監視機関の組織法上の規律について考察する点が学術的な独自性を有した方法である。

本研究は、これまでの研究代表者の研究の延長線上で、政治からの監視機関の独立性強化と、

意思決定の責任の所在の明確化という、民主的正当化の議論と関連づけて議論する。ドイツ憲法学での議論を批判的に考察しつつ、日本における情報取扱いの監視機関を対象として組織法的な統制を考察する。

4．研究成果

情報機関の諸制度の分析、民間事業者と警察との連携のあり方を軸として、ドイツの情報機関による情報収集の制度分析を中心とした調査を行いつつ、連邦憲法裁判所による情報機関の統制について、議会統制が縮減されている傾向を析出した。それらの調査を基に、国による秘密裡の情報収集を憲法上統制する方法について検討した。ドイツの情報機関の組織間関係を意識しつつ、ドイツにおける情報機関による秘密裡の情報収集に関する立法の規律として、憲法が何を要請し、その憲法解釈を連邦憲法裁判所がいかにしているのかを分析した。これらによると、ドイツ基本法は、秘密裡の情報収集に関する立法には、法律の明確性・基本権介入の比例性・手続措置の比例性といった限界が設けられ、さらに、立法上、公開の義務づけや記録作成の義務づけなど措置がとられている。しかし、こうした原則的な規律の裏側で、抜け道的に非公開とした情報収集が許容される仕組みも用意されている。とくに情報を収集するために内通者を利用する場合に、内通者情報を秘密とする取扱いが、内通者の生命・身体の保護を目的として、正当化される。この点、ドイツでは議会調査委員会による議会統制権の可能性がかねてから議論になっていたが、近年の連邦憲法裁判所は、この統制権の限界を限定する。こうしたドイツの悩ましい揺れ動きを見るなかで、日本においても、議会調査委員会の設置を含めた議会統制権の拡充を議論する必要性を見出した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高橋雅人	4. 巻 87
2. 論文標題 政治と専門家の憲法問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究87巻3号	6. 最初と最後の頁 163-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4151205	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋雅人
2. 発表標題 専門家の憲法的位置づけ
3. 学会等名 憲法理論研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 工藤達朗・小山剛編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 -
3. 書名 憲法裁判の制度と実践	

1. 著者名 愛敬浩二・藤井康博・高橋雅人編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 592
3. 書名 自由と平和の構想力 憲法学からの直言	

1. 著者名 只野雅人編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 -
3. 書名 講座 立憲主義と憲法学 第4巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関